⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Power Supply Equipment 1 set
⑷　Delivery period : March 23, 2018
⑸　Delivery place : As the tender explanatory pamphlet shows
⑹　Acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding System
https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/
⑺　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract maybe applicable under cases of special reasons within the said clause
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　not be currently under suspension of nomination by Director-General, West Japan Civil Aviation Bureau.
④　have Grade A “Manufacturing” in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2016／2017／2018
⑤　have proven to have actually manufactured and have the ability to manufacture the products concerned or the products with performance similar to that of the products concerned.
⑥　prove to have prepared a system to provide rapid maintenance service and parts supply for the procured product.
⑻　Time-limit for tender : 17 : 00 November 16, 2017 ; 10 : 00 November 17, 2017 in case of by hand
⑼　Contact point for the notice : Contract Division, General Affairs Department, West Japan Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 4―1―76 Otemae Chuo-ku Osaka 540―8559 Japan TEL 06―6949―6206

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
本案件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下、「証明書等」という。）の提出、入札を電子調達システム（ＧＥＰＳ）で行う対象案件です。
平成29年9月27日
分任支出負担行為担当官
関東地方整備局
霞ヶ浦導水工事事務所長　田畑　和寛
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　08
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　調達件名及び数量　霞ヶ浦導水工事事務所管内で使用する電気（電子調達システム対象案件）①契約電力78kW　予定使用電力量183,663kWh　②契約電力281kW　予定使用電力量188,082kWh　③契約電力87kW　予定使用電力量59,489kWh　④契約電力（３月～８月）44kW（９月～２月）1,400kW　予定使用電力量（３月～８月）75,767kWh（９月～２月）994,128kWh
⑶　調達件名の特質仕様等　入札説明書による。
⑷　使用期間　平成30年３月１日から平成31年２月28日まで。
⑸　需要場所　①茨城県土浦市下高津２―１―３　霞ヶ浦導水工事事務所　②茨城県稲敷市結佐１　利根機場　③茨城県稲敷市上之島１　霞ヶ浦樋管　④茨城県水戸市河和田町4976　桜機場
上記納入場所の詳細は入札説明書による。
⑹　入札方法　入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ当局が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の使用期間に対する総額を入札金額とすること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税に相当する金額を含めて見積もった金額を入札書に記載すること。
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には、移行しない。
⑺　電子調達システム（ＧＥＰＳ）の利用
１）電子調達システムによる入札参加を希望する場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。また、確認書を３⑴の問い合わせ先に事前にＦＡＸにて提出すること。
２）電子調達システムによりがたい場合は、証明書等とともに紙入札方式参加願を提出すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」で、Ａ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき⑵の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者は除く。）でないこと。
⑷　証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑹　入札説明書の交付を直接受けた者であること。（３⑶の交付方法により直接入札説明書を入手した者であること。）
⑺　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。
⑻　二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能新エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、入札説明書に記載する基準を満たすこと。
3　証明書等及び入札書の提出場所等
⑴　電子調達システムのＵＲＬ、証明書等・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
政府電子調達システム（ＧＥＰＳ）
https://www.geps.go.jp/
〒300―0812 茨城県土浦市下高津２―１―３　国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦導水工事事務所総務課経理係　糀谷　卓也　ＴＥＬ029―822―3007　内線222
⑵　紙入札方式による証明書等・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記⑴の問い合わせ先に同じ。
⑶　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法
１）入札説明書を電子調達システムにより交付する。交付期間は平成29年９月27日から平成29年11月27日までとする。
２）やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ―Ｒ等、ＵＳＢは不可）を上記⑴に持参又は郵送することにより電子データを交付する。持参による場合は、上記⑴に記録媒体を持参すること。
郵送による場合は、上記⑴に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先がわかるものを同封すること。
受付期間は平成29年９月27日から平成29年11月24日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、８時30分から17時15分まで（最終日は16時まで）とする。